

令和8年度

アスリート派遣等による体育授業等の充実・高度化の促進事業

仕 様 書

令和8年2月26日

スポーツ庁政策課企画調整室

I 事業名

令和8年度アスリート派遣等による体育授業等の充実・高度化の促進事業

II 目的

アスリートと子供たちの交流の中で、競技経験から得られた知見を活かした技術指導や自身の体験から感じたスポーツの価値を伝えることで、子供たちがわかる・できるを体感したり、運動やスポーツの意義を感じたりすることにより、子供たちが自ら運動する意欲を喚起する教育手法の研究・展開を図り、体育授業や運動部活動で学んだことを日常生活に活かし、望ましい運動習慣形成、体力・運動能力の向上を目指す。特に、パラアスリート・デフアスリートとの交流に重点を置き、子供たちがパラスポーツやデフスポーツへの理解を深め、障害の有無にかかわらず一緒にスポーツに親しむ共生社会の実現を図る。

III 事業内容・委託仕様

令和8年度アスリート派遣等による体育授業等の充実・高度化の促進事業を実施するための業務について、以下により実施するものである。

1 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和9年3月31日

2 契約件数及び事業規模等

(1) 契約件数：1件

(2) 事業規模：195,000千円（税込）を上限とする。

3 委託事業の内容

「II 事業の目的」を踏まえ、以下(1)～(3)のとおり、本事業の実施に係る一連の業務を実施すること。

(1) アスリートリストの作成、登録アスリートへの研修の実施

学校へ派遣可能なアスリートを選定し、アスリートリストを作成するとともに、全国各地に効率的にアスリートを派遣するための体制を構築すること。その際、これまでの事業実績を踏まえ、アスリートについては160名、40競技以上（うちパラアスリート・デフアスリートを40名、12競技以上含む）とすること。併せて、アスリートリストに登録した者に対して、派遣前に学校教育の観点から必要な研修を行うこと。

(2) アスリートの学校派遣の調整・実施

アスリートの派遣調整・実施にあたっては、以下のとおり行うこと。

- ・ 都道府県・指定都市教育委員会を通じて、学校へのアスリート派遣希望をとりまとめ、派遣する学校を選定など、アスリートの派遣調整を行うこと。
- ・ 教育委員会からの派遣申請にあたっては、本事業に対する教育委員会としての取組の方向性や、期待する効果、今後の展開等について記述させること。

- ・ 教育委員会からの派遣申請内容には、特別支援学校への派遣及びパラアスリート・デフアスリートの派遣を含むことを条件とすること。
- ・ 派遣する学校の確定後、派遣日程の調整、授業打合せの調整、派遣当日の立ち合い、謝金・旅費の支払い等の事務作業を行うこと。
- ・ アスリートを派遣する学校種は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等とし、原則として学級単位に派遣すること。
- ・ 派遣開始時期については、令和8年5月から6月を目途に開始すること。
- ・ 派遣回数は、1,075回以上を目標とすること。
- ・ 派遣先については、原則として過去にアスリート派遣を受けていない市区町村及び学校に優先して派遣すること。
- ・ 1回の派遣につき、原則1単位時間（小学校45分×2コマ、中学校・高等学校50分×2コマ）を連続で授業時間を設定すること。
- ・ 派遣されたアスリートは、担当する単元の指導に加えて、子供たちとの交流の中で、競技経験から得られた知見を活かした技術指導や自身の体験から感じた運動やスポーツの価値を伝えるものとする。（別添参考資料を参照）
- ・ パラアスリート・デフアスリートを派遣するときは、必要に応じて児童生徒が使用する用具類（車いすなど）や手話通訳等の手配をすること。
- ・ 学校との調整に当たっては、学校の負担を軽減することに配慮すること。

(3) 事業成果の検証及び広報活動の実施

教育手法の研究・展開を図るために、派遣対象となった学校及び教育委員会に対して、事業成果を検証するためのアンケートを実施し、アスリートを学校に派遣したことによる児童生徒の意識の変容や教育効果などの成果の検証を行うこと。アンケートの内容については、スポーツ庁と協議の上作成することとする。

派遣対象となった都道府県及び指定都市に対して、小学4年生、中学1年生（特別支援学校の小学部・中学部を含む）を対象とした学校を各1校設定し、当該学校については小学4年生、中学1年生の全学級を対象にそれぞれ授業を実施すること。

派遣当日の授業の様子や使用した教材などを掲載するホームページ（ポータルサイト）を作成し、派遣終了後に速やかに掲載できるように運営すること。また、派遣地域のメディアと連携したり、SNS等の多様な媒体を活用したりするなど、情報発信に努めること。

4 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁政策課企画調整室技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-1 業務内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。[仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。]
- * 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 業務実施方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。[方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。]
- * 1-2-2 事業実施手法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、実現性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。[作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。]

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 過去に類似の業務をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門的・適格性

- * 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。
 - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法にもとづく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。
 - スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。
- ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業等※2においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業等※2においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

5 検査

発注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

6 守秘義務

受託者は、本調査事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしては

ならない。

受託者は、本調査事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

7 届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかにスポーツ庁へ届け出ること。

8 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

9 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は、詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

10 利益控除

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費につい

ては、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

11 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行い決定するものとする。

アスリートによる体育授業等の概要

・ 競技経験から得られた知見を活かした技術指導や自身の体験から得たスポーツの価値を伝えることで、運動が苦手な子を含めわかる・できるを体感したり、運動やスポーツの意義を理解し、子供たちが自ら運動する意欲を高めるための教育手法の開発・展開を図ることにより、望ましい運動習慣の形成や体力・運動能力の向上を目指す。

・ 特にパラアスリート・デフアスリートとの交流に重点を置き、子供たちがパラスポーツ・デフスポーツや障害者への理解を深め、障害の有無にかかわらず一緒にスポーツに親しむ共生社会の実現にも資する。

【対象】

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- ※ 原則として学級単位（約40人）

【内容】

- 実施時間90分（中・高は100分）で構成することが望ましい。

⇒ 1単位時間（小学校45分、中学校・高等学校50分）を連続で設定する。
（例：保健体育＋保健体育，保健体育＋特別活動などで設定することが考えられる）

授業の流れ（例）

※ 実施時間90分（中・高は100分）で構成

※ 指導の際は、特定の競技種目に限定せず、体力や技能の程度、性別や障害の有無にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有することができるよう留意すること。

（例1：小学校～中学校を想定）

(1) あいさつ・アイスブレイク	(2) 実技指導①	休み時間	(3) 実技指導②	(4) 講話・まとめ
------------------	-----------	------	-----------	------------

※（1）アイスブレイクの内容は、普段の授業で実施している内容等を生かすなど、児童生徒が取り組みやすいもの

（例2：中学校～高等学校を想定）

(1) あいさつ	(2) 講義（領域：体育理論）	(3) 実技指導①	休み時間	(4) 実技指導②	(5) 講話・まとめ
----------	-----------------	-----------	------	-----------	------------

※（2）講義の内容は、「体育理論」領域の中から内容を選び、講義形式で指導

（例：スポーツの多様な楽しみ方、スポーツの歴史的発展や文化的特性、技能の上達過程、豊かなスポーツライフの設計 など）

【講話・まとめの内容例】

- ・ 本時で学習したことが、次からの体育授業や自身の部活動などに生かすにはどのようにすればよいか。
- ・ 個人での取組と集団（チーム）での取組のよさはどのようなものがあるか。
- ・ 日常生活の中に何らかの運動実践を組み込むにはどのようにすればよいか。
- ・ 夢をもったきっかけや夢や目標をもつ大切さ。
- ・ 具体的な努力の方法や挫折した時の気持ちのもち方、その乗り越え方。